# 沖縄総合事務局地方交通審議会規則 （昭和四十七年総理府・運輸省令第一号）

沖縄総合事務局に置かれる地方交通審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、地方交通審議会規則（平成十三年国土交通省令第二十四号）を準用する。

# 附　則

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二六日総理府・運輸省令第二号）

この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日　平成一三年内閣府令第六号）

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための内閣府組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）となるものとする。

# 附　則（平成一四年六月二八日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、平成十四年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年六月三〇日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、平成二十七年七月一日から施行する。